

2026 年 1 月 6 日の地震による鳥取県境港市区域に係る災害により
被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

2026 年 1 月 6 日の地震による鳥取県境港市の区域に係る災害により被災された皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

当社はこの地震の影響により激甚災害（局激）に指定された地域において、被害を受けられたお客さまからお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を実施させていただきます。

1. 特別措置の対象地域

激甚災害に指定された地域

内閣府もしくは、中国電力株式会社ホームページにて確認ください。

2. 特別措置の内容

中国電力株式会社が適用する内容と同様

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

【法人のお客さま】

丸紅新電力 業務企画部

TEL：03-3282-2350

（受付時間 月～金曜日：9:30～17:30 ※土曜日・日曜日・祝日等当社指定の休業日を除く）

【個人のお客さま】

丸紅新電力 カスタマーセンター

ナビダイヤル：0570-000-821 （ナビダイヤルをご使用になれない方：03-6703-8909）

（受付時間 月～金曜日：9:00～20:00 土曜日：9:00～17:00 ※日曜日・祝日等当社指定の休業日を除く）

【参考リンク】

中国電力株式会社 プレスリリース

[2026 年 1 月 6 日の地震による鳥取県境港市の区域に係る災害により被災されたお客さまに対する電気料金その他の特別措置について](#)

なお、今後、適用地域等の追加があった場合は、同様の措置拡大を行わせていただきます。

※詳細および最新情報は[防災情報のページ - 内閣府](#)にてご確認ください。

一日も早い復旧を、心よりお祈り申し上げます。